

# 突合せを行う紙台帳等について

紙台帳検索システム収載  
(平成22年7月13日現在)※1

9.5億件

- ・名簿・原票の紙とマイクロの重複分
- ・国民年金特殊台帳等⇒既に突合せ済
- ・マイクロの厚生年金保険旧台帳等(いわゆる1466万件)⇒オンライン未入力

7.2億件

厚生年金保険、船員保険、  
国民年金の紙台帳等のうち、  
重複分等を除いた記録(※2)

6.0億件

ご本人のコンピュータ記録に紐付いた  
紙台帳等

重複分を除いた紙台帳等に係る  
突合せでの取扱い

ご本人のコンピュータ記録に紐付いている  
記録(約6.0億件)(注)

突合せを実施し、一致・不一致を判断。  
※形式的に記載内容が異なっている  
場合であっても、実質的に両記載が  
一致している場合には、みなし一致  
又は補正不要とする。

※紙台帳等の記載の一部が判読不能  
な場合は、判読不能との事跡を残す。

ご本人のコンピュータ記録に紐付いていない記  
録(約1.2億件)(注)

ご本人からの申出を受けて対応。  
※「私の履歴整理表」等の参考情報  
をいただいた上で突合せを実施す  
ることを予定。

※1 このほか、手帳記号番号払出簿(約2.1億件)についても突合せ作業に活用する。

※2 約6.0億件以外の記録は、紙台帳の記録の一部に不備があり補正を要する記録、学徒動員等健康保険のみの加入記録、紙台帳自体が判読不能な記録等と想定される。

(注) 重複分等を除いた件数である。